

## 「情報公開文書」

受付番号：20638

課題名：膵癌の糖尿病合併に関する多施設共同後ろ向き疫学研究

### 1. 研究の対象

2015年1月から2019年12月に膵癌（膵管癌）と診断され、研究参加施設・診療科（下記7）に受診歴のある方

### 2. 研究期間

2020年4月（倫理委員会承認後）～2025年3月

### 3. 研究目的

膵癌患者における糖尿病合併、特に膵癌診断時の糖尿病の新規発症・糖尿病増悪の実態を明らかにし、糖尿病をターゲットとした膵癌検診法を開発することを目指す。副次的評価として、糖尿病と膵癌の病期・予後の関連を明らかにする。

### 4. 研究方法

東北大学大学院医学系研究科消化器病態学分野の関連施設、および日本膵臓学会指導医制度指導施設、日本消化器病学会認定施設のうち、本研究に参加可能な施設において、2015年1月から2019年12月末までに膵管癌と臨床的に診断され、研究参加施設に受診歴のある症例が対象です。調査票に基づき、各施設で調査項目を入力した上で、連結可能匿名化された調査票が研究事務局に集められ、データは統計学的に解析されます。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

カルテに記載の、年齢、性別、診断、検査結果、治療内容、転帰等の情報を研究に用います。

## 6. 外部への試料・情報の提供

共同研究施設で作成された調査票が本学の研究事務局に集められます。本学の研究事務局から他施設へは情報提供を行いません。研究事務局へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、それぞれの共同研究施設の管理者がが保管・管理します。

## 7. 研究組織

別紙参照（資料2）

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：下記の研究責任者

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科消化器病態学 教授 正宗淳

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

電話: 022-717-7171

研究代表者：

東北大学大学院医学系研究科消化器病態学 教授 正宗淳

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

電話: 022-717-7171

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

共同研究施設

研究機関名	研究責任者
東北大学	正宗 淳
国立がん研究センター中央病院	肱岡 範
九州大学	藤森 尚
愛知県がんセンター病院	原 和生
鹿児島大学	橋元 慎一
新潟大学	寺井 崇二
富山大学	安田 一朗
和歌山県立医科大学	北野 雅之
高知大学	内田 一茂
近畿大学	竹山 宜典
京都大学	宇座 徳光
京都府立医科大学	伊藤 義人
大阪大学	竹原 徹郎
名古屋大学	藤城 光弘
宮城県立がんセンター	虻江 誠
奈良県立医科大学	北川 洸
倉敷中央病院	上野 真行
東京女子医科大学	清水 京子
獨協医科大学	入澤 篤志
関西医科大学	池浦 司
札幌医科大学	仲瀬 裕志
帯広第一病院	小林 光樹
手稲溪仁会病院	潟沼 朗生
弘前大学	遠藤 哲
十和田市立中央病院	内 緑
八戸市立市民病院	佐藤 真広
大曲厚生医療センター	三浦 雅人
平鹿総合病院	水溜 浩弥
秋田大学	高橋 健一
岩手県立中央病院	渡邊 崇
岩手県立胆沢病院	石山 文威
岩手県立磐井病院	横沢 聡

山形大学	牧野 直彦
山形市立病院済生館	黒木 実智雄
山形県立中央病院	白幡 名香雄
東北医科薬科大学	高須 充子
仙台市立病院	鈴木 範明
仙台医療センター	木村 憲治
仙台オープン病院	伊藤 啓
仙台赤十字病院	大楽 尚弘
みやぎ県南中核病院	佐藤 晃彦
気仙沼市立病院	星 達也
栗原市立栗原中央病院	佐藤 修一
福島県立医科大学	大平 弘正
いわき市医療センター	高橋 成一
白河厚生総合病院	岡本 裕正